

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の取扱いについて

令和 7（2025）年 3 月 14 日

栃木県保健福祉部高齢対策課介護サービス班

令和 7（2025）年 4 月 1 日から適用となる加算・減算に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（栃木県指定介護サービス事業所分）の提出については、下記のとおりとします。

記

1 届出対象

- （1）加算・減算を新たに算定する場合
- （2）届出内容に変更が生じる場合
- （3）算定要件を満たさなくなった場合

2 届出期限

令和 7（2025）年 4 月 1 日から適用となる報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の届出期限は、特例的に令和 7（2025）年 4 月 15 日（火）【必着】までとします。当該期限までに届出された場合に限り、令和 7（2025）年 4 月 1 日（月）に遡って適用することといたしますので、期限を厳守の上届出願います。

3 届出先

栃木県保健福祉部高齢対策課介護サービス班介護事業者チーム
※栃木県指定介護サービス事業所のみ

4 提出方法

電子申請届出システムから提出してください。※システムの利用には G ビズ ID が必要です。

[栃木県／介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について](#)

郵送又はメールでの提出も受け付け可能です。

5 提出書類

提出書類（様式等）は栃木県のホームページからダウンロードできます。

ホーム＞子育て・福祉・医療＞高齢者＞介護保険＞事業者の方へ（各種手続き）＞介護報酬に関する手続きについて

6 留意事項

令和 7 年 4 月 1 日から算定区分が変更となる加算、新たに適用となる減算があります。届出がなかった場合、「加算なし」の扱いになるため、確認の上、確実に届け出るようお願いします。

※別紙参照

介護サービス班 介護事業者チーム
Tel 028-623-3149
Fax 028-623-3058

別紙 令和 7 年 4 月 1 日から変更又は新規適用となる加算・減算について

(1) 処遇改善加算

- ・令和 7 年 3 月 31 日まで経過措置区分として設けられていた「加算Ⅴ（１）～（14）」が廃止されます。そのため、これまで加算Ⅴを算定していた事業所は加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅳのいずれかで算定することとなり、新たな算定区分での届出が必要となります。
- ・提出がなかった場合は、「加算なし」の扱いとなります。確実に届出るよう留意してください。

(2) 業務継続計画策定未実施減算

対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具貸与

- ・令和 7 年 4 月 1 日から「業務継続計画策定の有無」について届出が必要となります。届出がなかった場合、実際には業務継続計画の策定がなされていたとしても、減算の適用対象と見なされますので、業務継続計画策定済みの事業所においては、確実に届け出るよう留意してください。

【業務継続計画未策定減算】

- ①業務継続計画（BCP）を策定すること
- ②当該業務継続計画（BCP）に従い必要な措置を講じていること

上記の基準に適合していない場合、下記のとおり減算を適用する。

- ・施設・居住系サービスは所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算。
- ・その他のサービスは所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算。

(3) 身体拘束廃止未実施減算

対象サービス：（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（外部サービス利用型・短期入所型）特定施設入居者生活介護

- ・令和 7 年 4 月 1 日から「身体拘束廃止措置の有無」について届出が必要となります。届出がなかった場合、実際には身体拘束廃止に係る取り組みを実施していたとしても、減算の適用対象と見なされますので、対象の事業所においては、確実に届出るように留意してください。

【身体拘束廃止未実施減算】

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

上記の身体拘束等の適正化を図る措置が講じられていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算。